

(仮称) 琵琶湖博物館第三次中長期基本計画の策定について

1 新しい計画の位置づけ

琵琶湖博物館は使命及び基本理念（下図）の達成のため、琵琶湖博物館中長期基本計画（平成17年度～平成27年度）、新琵琶湖博物館創造基本計画（平成28年度～令和2年度）を作成し、計画的に事業を行なってきた。現行の計画が令和2年度で終了することから、新たな計画を策定する。

琵琶湖博物館の使命	基本理念
研究・調査に基づきながら交流・サービス、情報の収集・発信、資料整備、展示を総合的に行うことによって、琵琶湖とその集水域および淀川流域の自然、歴史、暮らしについての理解を深め、地域の人びとともに「湖と人間」の新しい共存関係を築く	テーマをもった博物館 「湖と人間」というテーマにそって、未知の世界を研究し、成長・発展する博物館
	フィールドへの誘いとなる博物館 魅力ある地域への入り口として、フィールドへの誘いの場となる博物館
	交流の場としての博物館 多くの人びとによる幅広い利活用と交流を大切にする博物館

2 過去の計画とその成果

(1) 琵琶湖博物館中長期基本計画（平成17年度～平成27年度）

平成14年に策定した中長期目標「地域だれでも・どこでも博物館」を実現するため、平成17年3月に策定した。この計画では「湖と人間」のより良い共存を考える主体を琵琶湖・淀川流域に住む地域の人々自身であると位置づけ、それらの人々の発見や行動を応援できる博物館になることを目指した。

計画を3期に分け、研究成果・資料の充実と利用促進（1期）、参加と発見を促す仕組みづくり（2期）、地域で活動する人を応援する仕組みづくり（3期）を各期の重点目標とした。この計画により地域の人々と一緒に価値を発見する博物館、人々の活動を応援する博物館としての地位を確立できた。

(2) 新琵琶湖博物館創造基本計画（平成28年度～令和2年度）

展示・交流空間のリニューアルと地域のさまざまな主体との連携強化を主な目的として、新琵琶湖博物館創造基本計画を策定し、平成28年度から取り組みを進めた。

最新の情報を誰にでもわかりやすい形で提供する展示の更新、体験を重視した展示の新設、ユニバーサルデザインによる利便性の向上や、新館など交流施設の増設を行った。この結果、近畿圏での知名度が向上し、年間来館者数も10万人以上増加した。また、さまざまな主体との共同での展示会の開催などの連携活動も活発になった。

3 (仮称) 琵琶湖博物館第三次中長期基本計画

(1) 目標

第一次の中長期基本計画では、「地域だれでも・どこでも博物館」を目標に掲げ、地域での人々の活動を応援できる博物館を目指し、次の第二次の新琵琶湖博物館創造基本計画では「博物館の木から地域の森へ」を目標として、様々な主体との連携を強化しながら、蓄積した資料や最新の研究成果を親しみやすい展示・交流空間として再構築したところである。

第三次となる中長期基本計画では、これまでの成果を活かしつつ、地域の人々と共に「琵琶湖の価値を世界に発信できる博物館」を目指す。また、コロナ禍後の社会も見据えつつ、人々が日常的に価値の発見を行なえるように「誰もがどこからでも使える博物館」を構築するとともに、それを支える博物館機能の充実を図る。さらに、人々が発見を共有し、互いに高めあう機会を創出し「学びあう場としての博物館」となることを目指す。

(2) 期間

令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度） 10年間

※2～3年で個別事業計画の見直しと最適化を行い、5年で中間見直しを図る。

(3) 方向性

- ①世界有数の古代湖としての琵琶湖の価値、その湖に育まれた滋賀の貴重な生活文化の価値を地域の人々と共に深く掘り下げ、「世界的に貴重な琵琶湖」として世界に向けて発信する。
- ②「地域だれでも・どこでも博物館」の一層の深化を図るために、琵琶湖博物館の持つ知的資源（研究成果や資料の情報）をデジタル化して公開し、人々が日常の中でいつでも利用できるようにする。
- ③交流事業を行なう主体を、博物館職員に加えて、さまざまな分野の専門家や地域で活動する人・団体にも広げ、全体として「学びあう場としての博物館」を実現する。
- ④常に成長する展示を実現するため、体験型展示の使い方の開発、利用者と協働でのバリアフリーな観覧方法の開発、計画的な展示の部分更新を行う。
- ⑤多くの人々が、館内だけではなく日常生活の中でも博物館を利用していただくことを目指し、従来の宣伝型の広報を双方向性のコミュニケーションに転換する。
- ⑥継続的な運営が可能となるように、事業の効率化と支援を受ける仕組みの整備を進める。また、災害をはじめリスクに強い博物館づくりを老朽化対策とともに進める。

4 今後の取組予定

- ・令和2年10月 常任委員会に検討状況の報告、琵琶湖博物館協議会にて意見聴取
- ・令和2年12月 常任委員会に素案報告
- ・令和3年3月 常任委員会に案報告、計画策定



琵琶湖環境における基本的課題

琵琶湖流域生態系の保全・再生

これまでの水質保全対策により、汚濁流入負荷削減や富栄養化の抑制はされてきたが、在来魚介類の減少やプランクトン相の変化、湖底環境の変化などの課題が生じている。また、外来生物の繁殖や水草の異常繁茂など、生態系や水環境への影響が懸念される事象も顕在化している。

これらの課題は、要因が複雑に関連しているため、大きなつながりの視点のもと、要因を明らかにし、効果的な保全および再生を進めていく必要がある。

環境リスク低減による安全・安心の確保

環境汚染物質の排出量は減少傾向にある一方で、微小粒子状物質や化学物質等による環境汚染と琵琶湖流域への影響に対して、県民から高い関心が寄せられている。このような中、知見の提供等を通じて、県民の安全・安心を確保するためには、課題の把握やリスク評価が必要である。また、事故や未知の環境リスクへの対応として、新たな環境測定分析の手法などを確立する必要である。

豊かさを実感できる持続可能社会の構築

これまで、持続可能な社会づくりのために、環境上の制約を踏まえた定量的な検討に基づく進行手法を開発してきた。

第四次滋賀県環境総合計画においては、幸せや豊かさを実感できる安全・安心の視点を踏まえて持続可能な社会を検討する必要がある。また、気候変動に関する新たな知見も踏まえつつ、長期的に取組を展開するため、手法の高度化が必要である。

研究を推進する体制等

- 国立環境研究所琵琶湖分室とも連携しつつ、最新の知見や研究者のつながりを活用し、効果的・効率的な研究の推進を図る。
- 外部の有識者で構成する評議員会を通じて毎年評価を受けるとともに、琵琶湖環境研究推進機構等の場を通じて、行政に成果を還元する。
- 得られた研究成果・測定データは、環境調査情報データベースに掲載し、公開するだけでなく、びわ湖セミナーや琵琶湖講習、しが水環境ビジネス推進フォーラム研究・技術分科会等の機会を捉え、県民や企業等に発信する。

琵琶湖流域生態系の保全・再生

試験研究の主な成果

政策課題研究1	珪藻類の割合が多く、藍藻類の割合が少ない状態が、シジミにとって良好な餌環境である。
政策課題研究2	土砂(粒径8~16mmの小礫)の移動が見られた場所でアユの生息環境が改善するなど、上流からの適切な土砂供給により在来魚の生息環境の改善につながる。
政策課題研究3	動物プランクトンの主食は、20μm未満の小型の植物プランクトンであり、45μmより大型の植物プランクトンはほとんど食べないことが判明した。
政策課題研究4	オオバナミズキンバイの繁茂により、溶存酸素濃度の低下による水生生物の生息環境の悪化や、希少沈水植物の生育阻害が生じる。
(政策課題研究1、2、4)	地域住民や多様な主体が取り組む環境や生物多様性の保全・再生活動の継続・発展には、各地域において適した生物指標(ビワマス、シジミ等)を設定することが効果的である。
政策課題研究5	再造林の省力化に向けてヒノキ大苗の植栽試験を実施し、シカの食害等を防ぐ防護柵は必要になるが、下刈りの省略が可能であることを確認した。
政策課題研究6	様々な条件を与え水草の消長を予測計算したが、刈取除去だけでは安定的に南湖全体の水草量を大幅に制御することは困難である。
調査解析1	2年連続(平成30年度、令和元年度)で全層循環が未完了であることを観測し公表した。
調査解析2	近年、瀬田川において、水道水の異臭味の原因となる植物プランクトンのアナバナが夏に見られるなど、経年変化や季節性が明らかになった。
分析評価モニタリング1	水質汚濁防止法等に基づき、環境基準点等において水質調査を実施した。また、3年間で延べ6水域・24日のアオコの発生を確認した。
地方創生共同研究	夏季に南湖の多数の地点で湖底直上の溶存酸素濃度が2mg/Lを下回る貧酸素状態になり、秋になり表層と底層の水温差がなくなるとともに溶存酸素濃度は回復する。
地方創生共同研究 (国立環境研究所琵琶湖分室)	底層の溶存酸素濃度の低下要因となる底泥酸素消費量の測定法の開発、琵琶湖の総一次生産速度の測定、琵琶湖の湖岸や流入河川におけるコイ科魚類の産卵の実態解明に向けた研究を実施し、知見を得た。

環境リスク低減による安全・安心の確保

調査解析3	PM2.5の濃度は環境基準以下であるが、夏季において県北東部では大阪湾方面に加え、若狭湾や伊勢湾方面からもPM2.5が流入し、他地域と比べ濃度が高くなりやすいことが判明した。
調査解析4	県下で取扱量の多いPRTR法対象の物質の分析方法を確立するとともに、緊急時の安全確認として、魚を用いた急性毒性試験の基盤を構築した。
分析評価モニタリング2	大気汚染防止法等に基づき、県内の環境基準等の達成状況を把握した。光化学スモッグ注意報は、3年間で4日・延べ10地域に発令した。
分析評価モニタリング3	水質汚濁防止法等に基づき、3年間で260検体・2800項目以上の分析を実施した。

豊かさを実感できる持続可能社会の構築

政策課題研究7	環境(CO ₂ 排出削減量)、経済(地域循環額)、社会(地域で人や自然とつながる時間)の3つの指標により、目指す将来像と地域内の取組の貢献度を定量化する手法を考案した。
---------	---